

鹿児島県

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

概要版

～暴力を許さない,安心・安全な社会を目指して～

計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、その被害者は、多くの場合女性であり、男女の不平等な関係が暴力の背景にあります。

県は、鹿児島県男女共同参画推進条例に基づき、「すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現を目指して、男女共同参画の推進に取り組んでいるところです。

個人の尊厳を傷つけ、男女平等を妨げるDVは、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。

県民一人ひとりが、暴力を許さない社会づくりに努めるとともに、県、市町村及び関係機関が連携・協力を図り、一体となってDVの防止及び被害者の適切な保護に総合的・計画的に取り組むため、平成18年3月にこの「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」（以下「県DV防止基本計画」という。）を策定しました。

その後、平成19年7月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正やこれまでの県の取組状況等を踏まえ、本県におけるDVの防止及び被害者支援のための施策の一層の充実を図るために、県DV防止基本計画を改定しました。

基本理念

- すべての人は、安心・安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利を有しています。
- DVは「家庭内の問題」や「個人的な問題」にとどまらず、「社会的な問題」です。
- DVは、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する行為です。
- DVの被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の不平等な関係があることから、その根絶のためには、人権の確立と男女平等の実現が不可欠です。
- DVの被害者は、国籍や年齢、障害の有無等を問わずその人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有します。
- 国、県及び市町村は、連携・協力を図りながら、DVを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有します。

計画の位置付け

- 配偶者暴力防止法に基づく計画であるとともに、鹿児島県男女共同参画推進条例のDV禁止の遵守を徹底するための計画としても位置付けます。
- 県は、この計画に基づき、DVの防止及び被害者の保護のために施策を実施するとともに、県民に対して、この計画の趣旨に沿った取組に理解と協力を求めます。
- DVに係る被害者の相談、保護、支援等に職務上関係のある者及び民間の支援機関は、連携・協力のもと、この計画の趣旨に沿った取組を積極的に行います。

平成21年3月改定

配偶者暴力防止法における「配偶者からの暴力」とは

- 配偶者～男性、女性を問いません。
事実婚や元配偶者※も含まれます。
※離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合
- 暴力～身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力※も含まれます。
※保護命令は、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象

暴力の形態

- 身体的なもの
 - ・殴ったり蹴ったりすること
 - ・物を投げつけること
 - ・突き飛ばすこと など
- 精神的なもの
 - ・人格を否定するような暴言を吐くこと
 - ・何を言っても無視すること
 - ・交友関係を細かく監視すること
 - ・生活費を渡さないこと
 - ・子どもに危害を加えるといっておどすこと など
- 性的なもの
 - ・いやがっているのに性行為を強要すること
 - ・見たくないポルノビデオ等を見せること
 - ・避妊に協力しないこと など

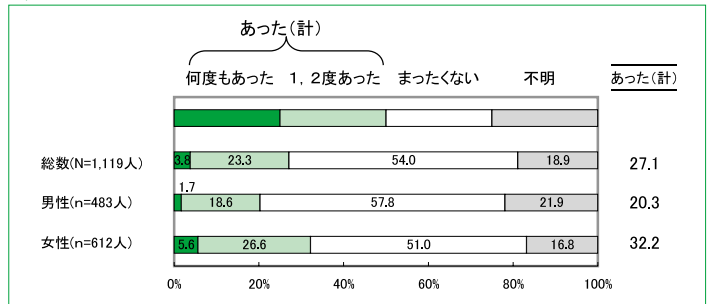
この計画における「配偶者等からの暴力」とは

- この計画では、交際相手など親密な関係にある者又はあった者からの暴力についても支援の対象とし、「配偶者等からの暴力」と表記しています。
一般的にドメスティック・バイオレンス（DV）という言葉で表現されることもあります。

配偶者等からの暴力の現状

配偶者等からの暴力の被害経験

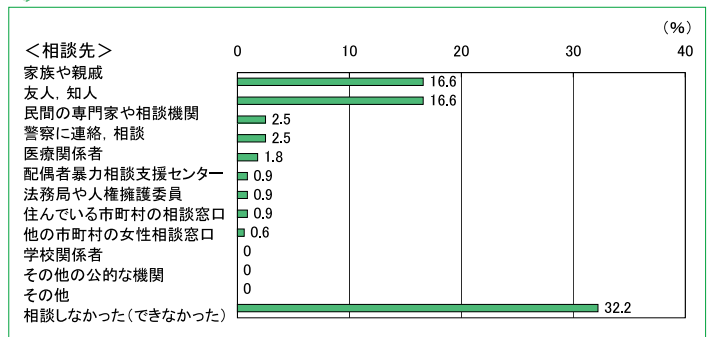
配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせ等を受けた経験



資料:「平成19年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」(県青少年男女共同参画課)

配偶者等からの暴力の相談先

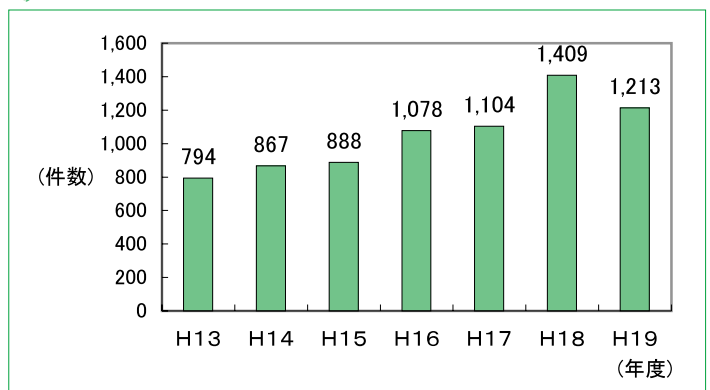
配偶者等からの暴力や嫌がらせ等についての相談先



資料:「平成19年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」(県青少年男女共同参画課)

配偶者等からの暴力に関する相談件数

県内の主な相談機関における配偶者等からの暴力相談件数の推移



※県内の主な相談機関…配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員を配置している5市福祉事務所及び鹿児島市男女共同参画センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。
平成13年に公布・施行(一部翌年施行)され、平成16年及び平成19年に改正されています。
この概要版では、「配偶者暴力防止法」と表記しています。

二次被害

被害者が、相談した身近な人の心無い言葉や、相談、保護、捜査、裁判等に携わる職務関係者の不適切な言動により、更に精神的に傷ついてしまうことがあります。

配偶者暴力相談支援センター

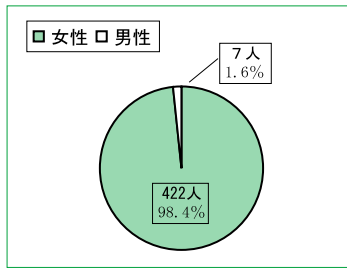
配偶者暴力防止法に基づき、被害者の相談に応じ、一時保護や自立支援のための情報提供、助言等の援助を行う機能を果たす施設・機関です。
本県では、県女性相談センター、県男女共同参画センター及び県地域振興局・支庁の保健福祉環境部(7箇所)の計9箇所を指定し、施設の機能を生かした業務を担っています。
また、市町村は、市町村の適切な施設を配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが努力義務となっています。

問題の重要性

現 状

- 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- 配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。
- 相談件数や調査結果等から、少数の女性だけが被害を受けているのではなく、多くの女性が被害を受けていることがわかります。
- 配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。

配偶者暴力事案(平成18年)における被害者の性別(本県)



資料:県警察本部調べ

背 景

- 男女間にある優劣意識や所有意識、家庭や職場など社会における固定的な役割分担意識、経済力の格差、さらには暴力をふるうのはある程度仕方がないといった考え方などがその背景にあると言われています。

なぜ被害者は逃げないのか

- ①恐怖感
「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあります。
- ②無力感
暴力をふるわれ続けることにより、「自分は配偶者から離れることができない」、「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります。
- ③複雑な心理
「暴力をふるうのは私のことを愛しているからだ」、「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることもあります。
- ④経済的問題
配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げるができないこともあります。
- ⑤子どもの問題
子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気にかかり、逃げることに踏み切れないこともあります。
- ⑥失うもの
配偶者から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域での人間関係など失うものが大きいこともあります。

暴力が与える影響

被害者に与える影響

- 被害者は暴力により、ケガなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD（外傷後ストレス障害）に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。

子どもに与える影響

- 暴力を目撃したことによって、子どもに様々な心身の症状が表れることもあります。また、暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。
- 平成16年の児童虐待の防止等に関する法律の改正によって、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待に当たることが明確化されました。
- 子どもが配偶者からの暴力を目撃することによる心理的虐待だけでなく、配偶者からの暴力のある家庭に、身体的虐待などの児童虐待が存在している場合も多数あります。

対応のポイント

安全確保の優先

- 相談を受けたときは、「今、安全かどうか」を最初に確認します（電話相談でも同様です）。帰宅後の安全確保についても確認することが重要です。
- 緊急の場合は、110番へ

秘密保持・プライバシーの保護

- 加害者に被害者の居所等の情報が知られてしまうことで、被害者やその同伴する家族の安全が脅かされることも考えられます。
- 対応者は、秘密の保持を徹底する必要があります。たとえ、被害者の身内からの請求であっても、配偶者等からの暴力が背景にないか十分に留意し、個人情報の管理には細心の注意が必要です。

保護命令

配偶者暴力防止法に基づく制度で、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに、裁判所は被害者からの申立てにより、配偶者に対し保護命令を出します。

保護命令には、接近禁止命令（6か月間）と退去命令（2か月間）と電話等禁止命令（6か月間）があります。

一時保護

被害者やその子ども等の安全確保のため、緊急的に保護を行うとともに、心身の休養、今後の生活についての相談、情報提供などの支援を行います。

通 報

配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。

医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています（被害者本人の意思は尊重されます。）。



I 暴力を許さない社会づくり

すべての人が、その人権を尊重され、安心・安全で、心豊かな生活を送るために、暴力を予防し、暴力を容認しない社会の実現を目指して、県・市町村・関係機関等が連携して総合的施策を推進します。

また、学校や職場等、様々な分野において、一人ひとりの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める人権教育・啓発を推進するとともに、DVに対する県民の理解を深め、地域社会における配偶者等からの暴力の早期発見・未然防止の仕組みづくりを進めます。



1 暴力を許さない社会を実現するための総合的施策の推進

- 県DV防止基本計画に基づく施策の推進
- 市町村基本計画の策定への支援



2 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

- 人権教育・男女平等教育の推進
- 多様な機会をとらえた人権・男女平等に関する県民の意識啓発



3 暴力の根絶に向けた防犯等の取組の促進

- 関係機関・団体、NPO等との連携による暴力の根絶に向けた取組の促進



4 配偶者等からの暴力に対する理解促進

- 配偶者等からの暴力の防止のための啓発・情報提供
- 支援関係機関における配偶者等からの暴力に関する理解促進



5 配偶者等からの暴力の早期発見・未然防止のための仕組みづくり

- 被害者が自ら配偶者等からの暴力についての知識や気づきを得るための啓発や情報提供
- 民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見・対応
- 保健・医療機関等における早期発見・対応
- 弁護士による早期発見と情報提供
- 育児・介護サービスの提供者による早期発見
- 学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見
- 身近な地域社会における早期発見と未然防止のための環境づくり
- 暴力の発生を未然に防止するための地域における家庭への働きかけ



II 被害者の安心と安全の確保

被害者の身の安全を図るために、関係機関の連携・協力により迅速かつ適切な一時保護を行います。

また、被害者やその子ども、親きょうだい、友人、支援者等が、加害者の更なる暴力の危険にさらされないことがないよう、被害者等の個人情報の保護を徹底するとともに、保護命令制度をはじめ被害者等を保護する各種制度の活用を図ります。



1 被害者の保護と安全確保

- 支援関係機関の連携・協力による被害者の安全確保
- 一時保護所等における保護
- 民間シェルターにおける保護
- 市町村における緊急避難と一時保護の体制整備
- 周囲の見回り・見守り支援
- 保護命令制度の広報と被害者への利用支援
- 保護命令の通知を受けた場合の対応
- 安全確保のための各種制度の情報提供と被害者等への利用支援



2 通報・通告制度による被害者保護

- 配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の県民への広報
- 医療関係者等の通報・通告
- 通報に対する配偶者暴力相談支援センター及び警察の適切な対応
- 児童虐待の通告による配偶者等からの暴力の発見と適切な対応



3 被害者の個人情報の保護の徹底

- 個人情報扱う各種機関における配偶者等からの暴力に関する理解促進
- 被害者の個人情報の適切な管理と保護の徹底

安心して相談できる体制づくり

被害者が抱える様々な問題を関係機関の連携・協力により総合的に解決するため、県女性相談センター及び県男女共同参画センターを中核的相談機関と位置づけ、関係機関との連絡調整や専門的助言を行う機能の充実を図るとともに、被害者等の相談・支援に携わる人材の養成を行います。

また、被害者が身近に継続して相談できるよう、市町村の相談窓口の充実や地域の関係機関の連携協力体制づくりを促進します。

なお、被害者が外国人や障害者、高齢者である場合には、問題が複雑であったり、深刻化していることがあることから、被害者の人権に十分配慮し、それぞれの状況に応じた支援を行います。

1 総合的な相談体制の充実

- 相談対応マニュアルの活用・内容の充実
- 支援関係機関・団体の連携強化
- 相談員等支援に携わる人材の養成
- 相談機関の相談しやすい環境の整備
- 相談機関の被害者への周知
- 相談員等支援者のケア

2 配偶者暴力相談支援センターの機能の充実

- 県女性相談センターにおける機能の充実
- 県男女共同参画センターにおける機能の充実
- 地域振興局・支庁の保健福祉環境部における機能の充実
- 市町村における配偶者暴力相談支援センターの役割

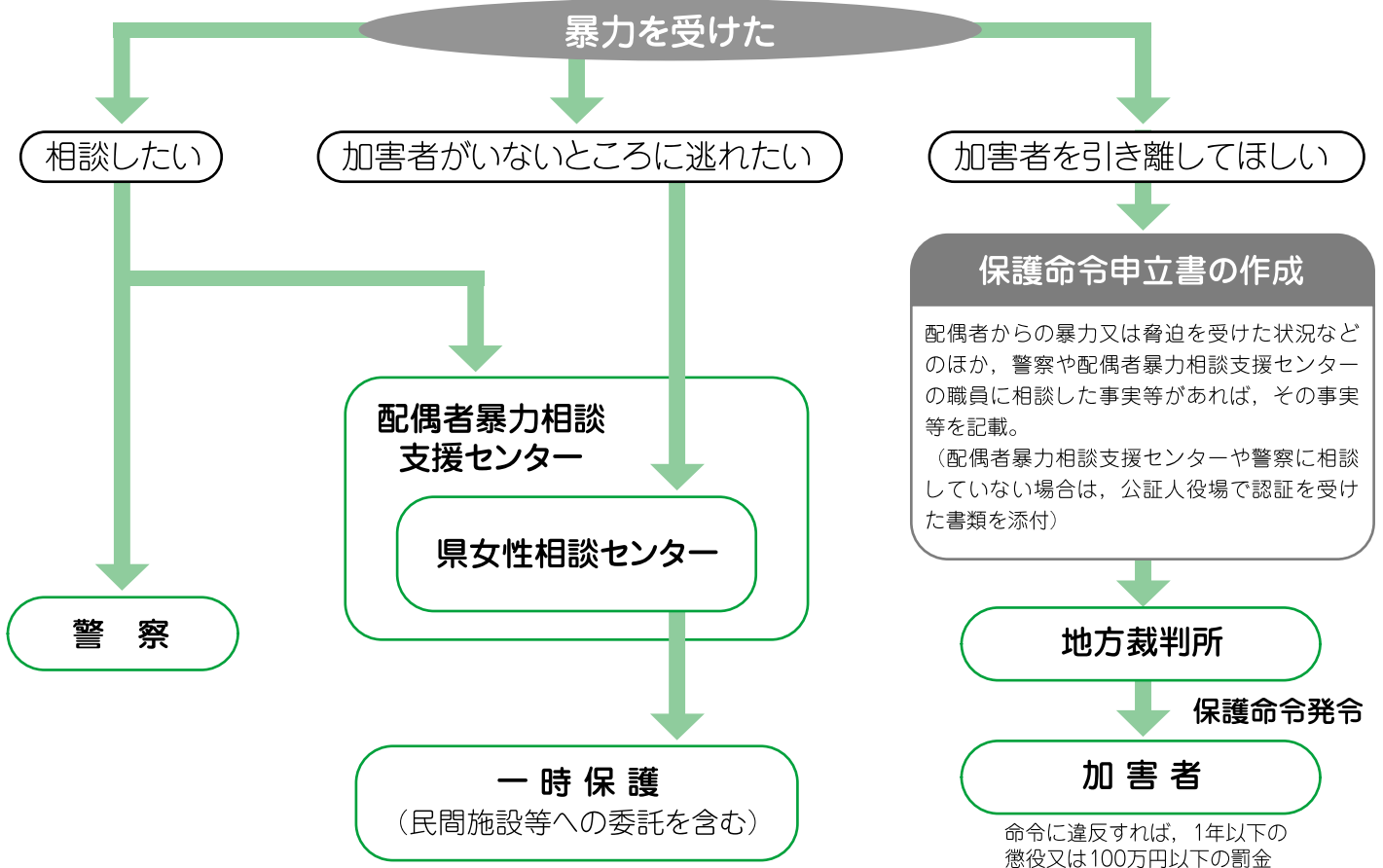
3 身近な地域の相談窓口の充実

- 市町村における相談体制の整備
- 警察の相談対応体制の充実
- 福祉事務所等の相談体制の充実
- 保健所・保健センター、医療機関における相談対応
- 民生委員・児童委員及び人権擁護委員等による継続的な相談対応
- 各種相談窓口との連携

4 外国人、障害者、高齢者への配慮

- 人権を尊重した対応の徹底
- 言語や障害に応じた相談対応・情報提供
- 外国人、障害者、高齢者の孤立化防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制づくり
- 関係機関との連携・協力

配偶者暴力防止法に基づく被害者に対する支援の流れ





被害者が生活の再建を果たすための支援

被害者が暴力から逃れ、新たな生活を築いていくには、心身の回復、経済問題、仕事や住宅の確保、子育て、司法手続など様々な問題に直面します。このため、配偶者暴力相談支援センターが中心となって関係機関が連携を図り、被害者に必要な情報を積極的に提供するとともに、被害者の個々の状況に応じた各種制度の弾力的な運用に努めます。

さらに、支援団体の育成等を図り、中長期的視野に立って、被害者の自立を総合的かつ継続的に支援する体制を整備します。



1 被害者の総合的・継続的な支援体制の整備

- 関係機関における支援体制の構築
- 庁内支援体制の構築
- 被害者が必要とする情報の充実
- 民間団体等との連携



2 心身の健康の回復に対する支援

- 被害者に対する医学的・心理学的なケア
- 医療などの専門的ケアを補完する身近な地域での長期的・継続的支援
- 被害者のエンパワーメント支援



3 生活の安全面や経済面の支援

- 安心・安全に暮らすための支援
- 経済的な支援等



4 就労のための支援

- 就業相談・職業紹介
- 就職のための技能習得等の支援
- 就労支援のあり方についての検討
- 就労における精神的支援



5 住宅確保のための支援

- 公営住宅への優先入居制度の活用及び導入促進
- 民間住宅の活用策の検討
- 自立困難な被害者への対応
- 住宅情報の提供



6 子育てに対する支援

- 配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の活用
- 各種保育サービスの情報提供・利用支援
- 学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援
- 健康診査・予防接種の弾力的実施



7 司法手続に関する支援

- 司法手続の支援
- 裁判所における被害者への配慮



被害者である子どもや若者への支援

DVのある家庭に育つ子どもは、直接暴力をふるわれたり、暴力を目撃することにより心身に傷を負っていることがあります。それは、子どもの成長に計り知れない深刻な影響を及ぼしています。このため、関係機関が連携・協力しながら、暴力によって被害を受けている子どもの早期発見に努め、適切な専門的ケアを行います。

一方、若年層のデートDVの問題については、その防止のための教育の推進と被害者に対する適切なケアに努めます。



1 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもの支援

- 配偶者等からの暴力が子どもに与える影響に関する理解促進
- 配偶者等からの暴力によって心理的外傷を負っている子どもの早期発見・適切な支援
- 子どもの専門的ケア体制の充実
- 児童相談所における子どもの支援
- 県女性相談センターにおける子どもの支援



2 デートDVの防止と被害者に対するケア

- デートDV防止に関する教育・啓発の推進
- 被害者に対する適切なケア



被害者支援の視点に立った加害者更生

加害者が再び暴力をふるわないようにするために、国や他の自治体等における研究成果を把握し、被害者の安全確保等、被害者支援の視点に立った加害者更生のあり方について検討します。また、加害者が相談できる窓口を検討します。



1 加害者更生に向けた取組

- 加害者更生のあり方の検討



2 加害者の相談体制の充実

- 加害者が相談できる窓口の検討
- 加害者に対する意識啓発



苦情への適切な対応

DV防止や被害者の相談支援の取組に対する意見や苦情には、迅速かつ適切に対応するとともに、今後の被害者処遇の改善や支援者の資質の向上に生かすことが大切です。県の機関に対する苦情については、男女共同参画関連施策申出書処理制度等により、適切な対応に努めます。

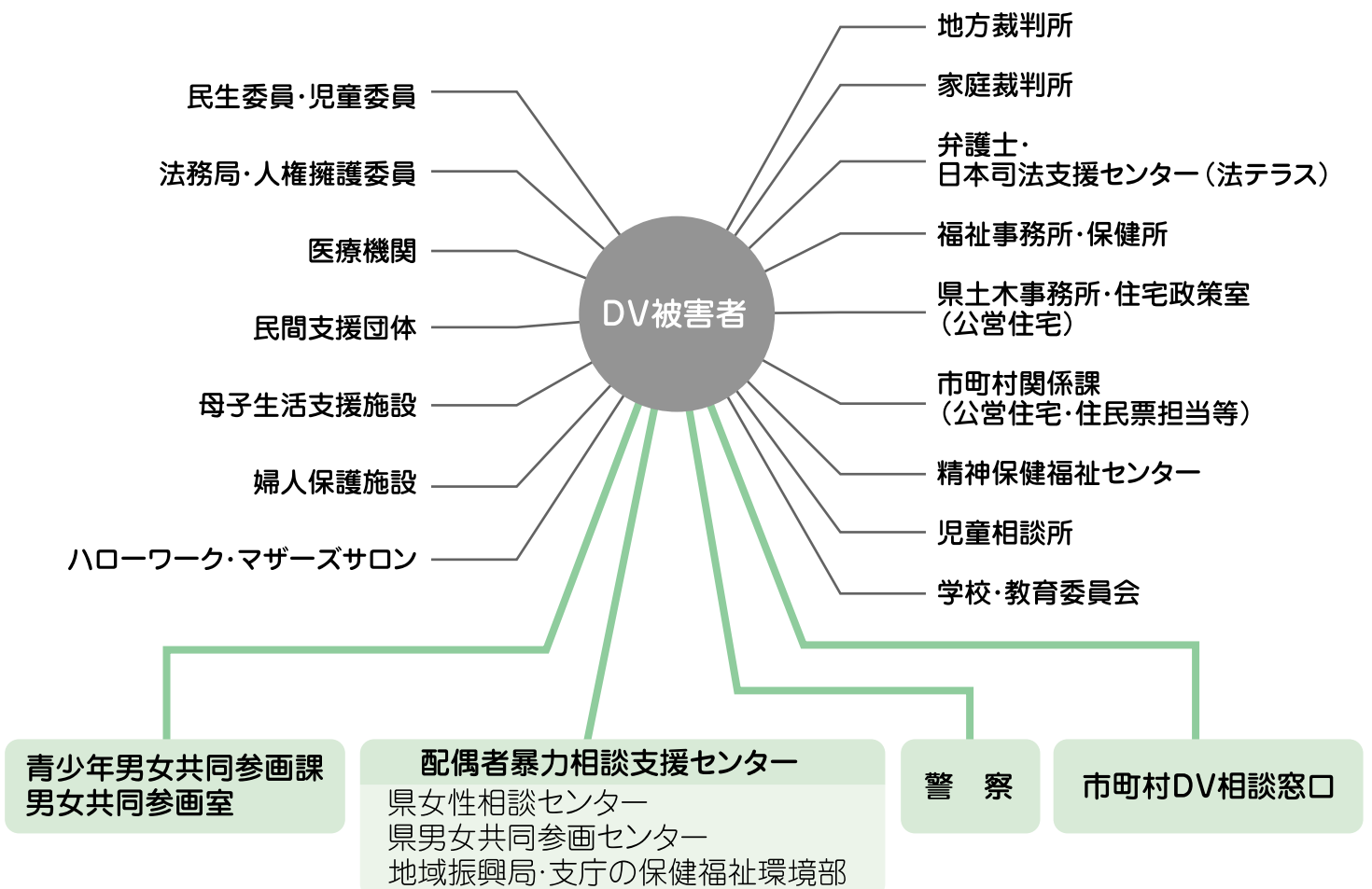


1 苦情対応体制づくり

- 支援関係機関の苦情対応に関する理解促進
- 苦情対応体制の整備
- 苦情対応制度の周知
- 第三者機関による苦情対応内容や改善状況等のチェック
- 対応結果の情報公開



被害者の主な支援機関



● 鹿児島県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）

☎ 099-222-1467

電話 月～水・金曜日 8：30～17：00
木曜日 8：30～20：00
日曜日 9：00～15：00
来所 月～金曜日 8：30～17：00

※緊急時の一時保護等には対応可

● 鹿児島県男女共同参画センター（配偶者暴力相談支援センター）

☎ 099-221-6630/6631

電話・面接 水～日曜日 9：00～17：00
火曜日（休館日の翌日） 9：00～20：00

※その他、弁護士や医師による専門相談を定期的を実施（面接相談及び専門相談は、事前に予約が必要です。）

● 鹿児島県の各地域振興局・支庁の保健福祉環境部（配偶者暴力相談支援センター）

鹿児島地域振興局（日置市） ☎ 099-272-6301
南薩地域振興局（南さつま市） ☎ 0993-53-8001
北薩地域振興局（薩摩川内市） ☎ 0996-23-3166
姶良・伊佐地域振興局（霧島市） ☎ 0995-44-7965
大隅地域振興局（鹿屋市） ☎ 0994-44-0454
熊毛支庁（西之表市） ☎ 0997-22-1138
大島支庁（奄美市） ☎ 0997-57-7243

電話・来所 月～金曜日 8：30～17：00

※地域保健福祉課が担当課になります。

（来所相談を希望される場合は、できるだけ事前に電話での連絡をお願いします。）

● 鹿児島県警察本部 生活安全企画課

☎ 099-206-0110(代表)

電話 月～金曜日 9：30～18：15

※上記以外でも緊急の場合、対応可

● 鹿児島市男女共同参画センター（サンエールかごしま相談室）

☎ 099-813-0853

電話・面接 火・木～日曜日 10：00～17：00
水曜日 10：00～20：00

※その他、弁護士や臨床心理士等による専門相談を定期的を実施（面接相談及び専門相談は、事前に予約が必要です。）

その他の相談機関

● 市の福祉事務所

（鹿児島市、鹿屋市、指宿市、薩摩川内市、奄美市の福祉事務所では婦人相談員が相談に対応します。男女共同参画担当課で相談事業を実施している市町村もあります。）

● 市町村によっては、相談窓口を設置しているところもあります

● 各警察署 緊急の場合は110番へ

・ 内閣府『配偶者からの暴力被害者支援情報サイト』

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>

鹿児島県総務部県民生活局青少年男女共同参画課男女共同参画室

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL 099-286-2634/FAX 099-286-5541
E-mail harmony@pref.kagoshima.lg.jp

(H21.4現在)